

第2章 茅ヶ崎市総合計画第4次実施計画の基本方針

1 実施計画の策定目的

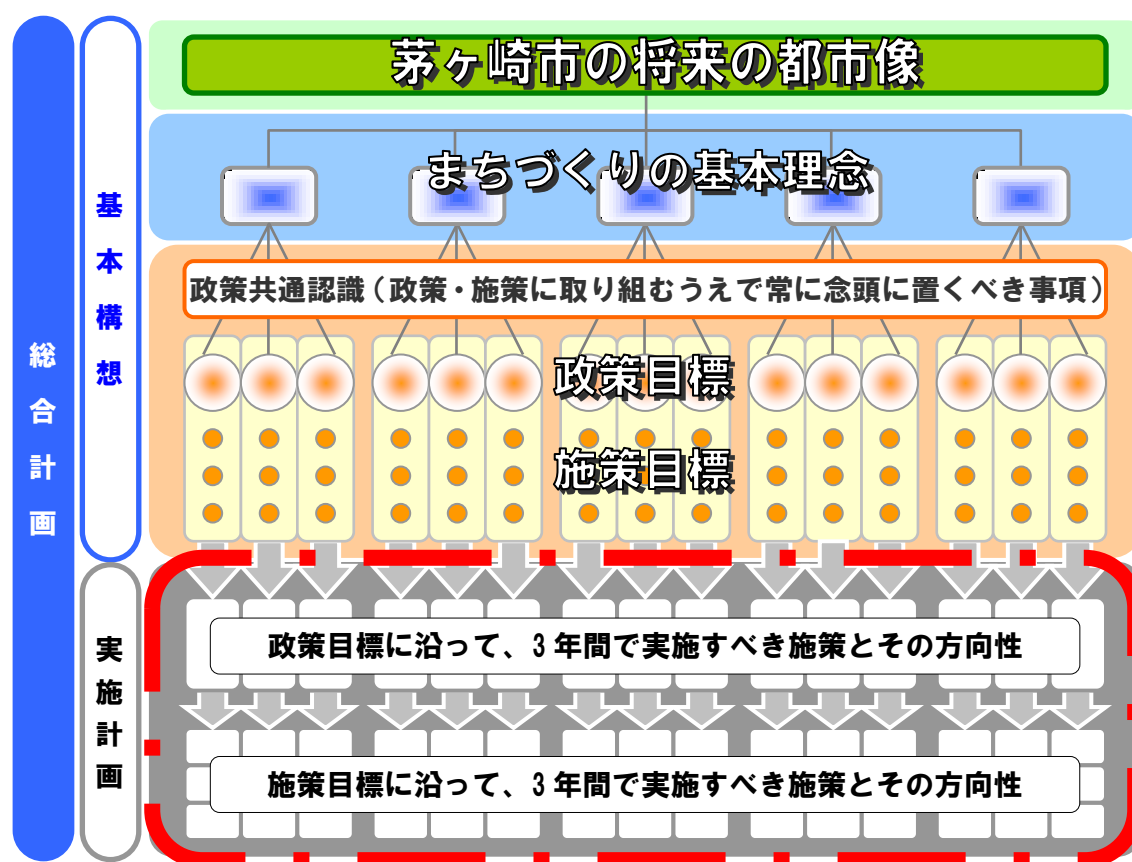
実施計画は、茅ヶ崎市自治基本条例に基づき策定された「茅ヶ崎市総合計画基本構想」に定めた将来の都市像である「海と太陽とみどりの中で ひとが輝き まちが輝く 湘南・茅ヶ崎」の実現に向けて、基本構想に定めたまちづくりの基本理念、政策、施策を総合的かつ計画的に進めるために策定するものです。

2 実施計画の位置付け

本市の総合計画は「基本構想（10年）」「実施計画（3年）」の2層で構成されており、実施計画は基本構想で示す「政策目標」及び「施策目標」ごとに、自治基本条例に規定する財政見通しと整合を図り、3年間の財政推計に応じて、進めるべき施策の方向と具体的な事業内容を示すものです。

第4次実施計画は、平成30（2018）年度から32（2020）年度までの3年を計画期間とし、現行の総合計画における最後の実施計画となります。

【総合計画の体系】



将来の
都市像

海と太陽とみどりの中で ひとが輝き

まち
づくりの
基本理念

まちづくり編

1 ひとづくり

学び合い育ち合う
みんなの笑顔が
きらめくひとづくり

2 地域づくり

いきいきと暮らす
ふれあいのある
地域づくり

3 暮らしづくり

安全でやすらぎの
ある持続可能な
暮らしづくり

21の政策目標

と

75の施策目標

政策目標〔1〕 ※子育て
次世代の成長を喜び合えるまち

- 01 安心して子どもを育てることを支援する
- 02 ニーズに合った多様な保育を行う
- 03 子どもの健康な成長を支援する

政策目標〔2〕 ※学校教育・社会教育
次世代をはぐくむ
教育力に富んだまち

- 04 学びの質を高め、学び続ける意欲を育てる学校教育を推進する
- 05 自分を見つめ、地域を見つめる社会教育と文化財保護を推進する
- 06 思いやりの心とたくましく生きぬく力を育てる
- 07 地域社会を支える情報拠点としての機能をたかめる
- 08 教育理念を実現する政策を推進する
- 09 子どもの健やかな育ちを促す教育を研究し支援する

政策目標〔3〕 ※教育環境
次代に向かって
教育環境ゆたかなまち

- 10 円滑に教育行政を進める
- 11 安全で快適な教育環境をつくる
- 12 健やかで安心できる学校生活を支援する

政策目標〔4〕 ※生涯学習・文化
多様な機会に学び、活動し、交流する、豊かな感性をはぐくむまち

- 13 まなびを通して、自らが住むまちについて知り、愛着を持ち、未来を創造する力をはぐくむ
- 14 いつでも気軽にスポーツができ、心とからだを健康にできる環境をつくる
- 15 互いが尊重され、あらゆる分野の活動に参画できる社会をつくる

政策目標〔5〕 ※福祉
共に見守り支え合い
すこやかに暮らせるまち

- 16 自立した生活を支え合える地域の仕組みをつくる
- 17 医療を受けられる保険制度を安定的に運営する
- 18 高齢者の健康でいきいきとした暮らしを支援する
- 19 障害者の自立した生活と社会参加を支援する
- 20 安定した生活を支援する

政策目標〔6〕 ※医療
質の高い医療サービスを
安定的に提供するまち

- 21 効果的・効率的に病院を経営する
- 22 高度で良質な医療サービスを提供する

政策目標〔7〕 ※地域保健・公衆衛生
だれもがいつまでも健康で
安心して暮らせるまち

- 23 あらゆる健康危機から地域住民を守る
- 24 医療の安全を確保し、健康で安心した生活を持続する
- 25 こころとからだの健康をサポートする
- 26 健康で衛生的な生活環境を守る
- 27 食の安全・安心を確保する
- 28 こころとからだを健康にできる環境をつくる

政策目標〔8〕 ※環境・資源
環境に配慮し
次代に引き継ぐ潤いのあるまち

- 29 環境に配慮した市民・事業者・行政の率先した活動と連携による活動を促進する
- 30 快適で安全な生活環境を守る
- 31 資源循環型社会の形成を目指す
- 32 ごみや資源物を効率的に収集・処理する

政策目標〔9〕 ※安全・安心
安全で安心して暮らせるまち

- 33 市民生活の安全を確保する
- 34 あらゆる災害や危機に効果的に対応する
- 35 市民の悩みや不安を解消する

政策目標〔10〕 ※消防
生命や財産が守られるまち

- 36 消防業務を円滑に実施するための体制を整備する
- 37 火災発生と火災危険を減らす
- 38 消防力を充実し、災害活動体制を強化する
- 39 災害情報を統括・管理し、あらゆる活動を支援する
- 40 効果的・効率的な消防活動が実施できる体制を支援する
- 41 消防業務を効果的・効率的に実施する

政策共通認識

共生社会

環境

まちが輝く 湘南・茅ヶ崎

まちづくり編

4 まちづくり

人々が行きかい
自然と共生する便利で快適な
まちづくり

政策目標〔11〕 ※都市づくり
魅力にあふれ住み続けたいまち

- 42 地域特性を生かした都市空間をつくる
- 43 住みやすく住み続けたいまちをつくる
- 44 美しい景観を形成し、命をはぐくむみどりを保全・再生・創出する
- 45 安全で秩序ある住環境を形成する
- 46 開発行為時の規制と秩序あるまちづくりを促進する

政策目標〔12〕 ※土木・基盤
だれもが快適に過ごせるまち

- 47 道水路敷の効率的な管理・利用を進める
- 48 交通を円滑に処理する道路網を整備する
- 49 身近な生活道路を安全で快適にする
- 50 公園・緑地を整備する
- 51 安全で環境に配慮しただれにもやさしい公共建築物をつくる

政策目標〔13〕 ※下水道・河川
快適な水環境が守られるまち

- 52 下水道経営を健全に安定して行う
- 53 公共下水道（雨水・汚水）・河川を整備する
- 54 下水道・河川施設の信頼性を確保する

政策目標〔14〕 ※産業・雇用
地域の魅力と活力のある産業のまち

- 55 多くの人々を誘う魅力あるまちづくりを支援する
- 56 農業・水産業の振興と農地・海浜の保全・活用を進める
- 57 充実感をもって働けるための就労を支援する
- 58 地域特性に配慮した都市拠点を整備する

政策目標〔15〕 ※農業委員会
農地の適正で有効な利用を図る

行政経営編

5 行政経営

一人一人の思いが調和し
未来をひらく
行政経営

政策目標〔16〕 ※企画
社会の変化に対応できる行政経営

- 59 市の情報を広く発信し、市長・副市長の執務を円滑にする
- 60 先を見据えた政策を実現する
- 61 国・県・他の自治体と連携し施策の効果を上げる
- 62 情報セキュリティを確保しながら利便性を向上させる
- 63 公共施設の再編整備と適正な維持管理を進める

政策目標〔17〕 ※総務
それぞれが持つ力を最大限に発揮する
行政経営

- 64 市民と行政が協力して自治の進展を図る
- 65 職員がやる気を持ち、成果を出せる体制をつくる
- 66 市が保有する情報を総合的に管理するとともに、自治に関する基本的な制度の整備を推進する
- 67 戸籍・住民基本台帳事務を迅速・正確に行う
- 68 自立的に、適正な法的判断を行うことのできる体制を構築する
- 69 北部の行政拠点を充実する

政策目標〔18〕 ※財務
ゆるぎない基盤を持続ける行政経営

- 70 政策の実現を支える健全な財政運営を維持する
- 71 徴収率を向上させる
- 72 市民税の公平・適正な課税を行う
- 73 固定資産税の公平・適正な課税を行う
- 74 財産を適正に管理する
- 75 効率的で公正に入札・契約を執行する

政策目標〔19〕 ※会計
公金の管理を適正に行い、
安全かつ有利な運用を図る

政策目標〔20〕 ※選挙
住民の意思を行政に反映させる

政策目標〔21〕 ※監査
行政執行の適法性、効率性、
妥当性を維持し確保する

協働

生涯学習

安全・安心

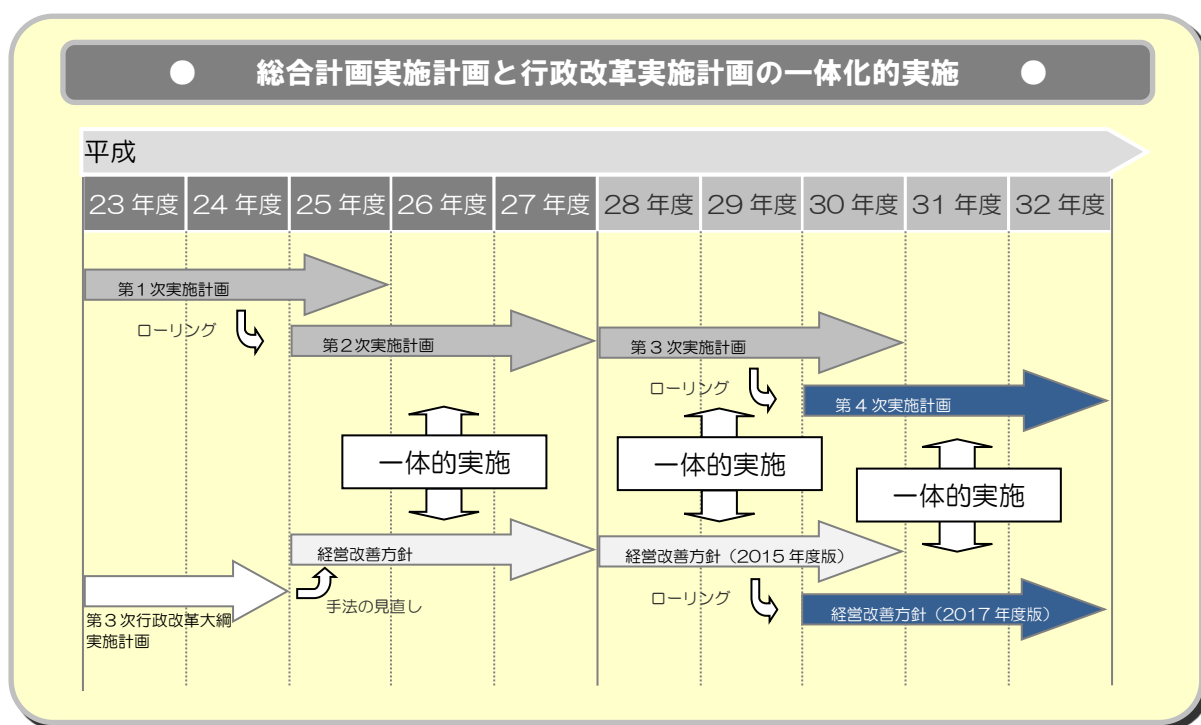
4 総合計画実施計画と経営改善方針の一体的実施

総合計画基本構想では、「新しい公共の形成」と「行政経営の展開」を市政の基軸とし、行政経営の転換を図ることとしており、これまでも、市民の皆さま等との協働、民間活力の導入を積極的に推進するために「公民連携推進のための基本的な考え方」を踏まえた事業の見直しを行うなど、行政改革に取り組んできました。

第2次実施計画策定時より、全ての実施計画事業を行政改革の対象とする「経営改善方針」を策定したうえで、行政改革の取り組みを実施計画事業と一体的に行うこととし、第3次実施計画期間においても同様に、「経営改善方針（2015年度版）」を策定し、行政改革の取り組みを進めてきました。

第4次実施計画期間においても、引き続き厳しい財政状況が見込まれること、また、都市間競争が激化する時代においては、地域社会の課題を的確に捉え、限りある資源を適正に配分したうえで、政策・施策目標を意識しながら、行政改革を進める必要があります。

そのため、第4次実施計画の計画期間においても、これまでと同様に全ての実施計画事業を行政改革の対象とする「経営改善方針（2017年度版）」を策定し、実施計画と一体的に行政改革に取り組むこととします。



5 第4次実施計画策定の基本姿勢

現行の総合計画基本構想は、本市の人口がピークを迎えると予測されている平成32（2020）年度を最終の目標年次とする10年間の計画であり、この計画期間は超高齢社会や人口減少期への対応に備えるべき大変重要な期間となっています。

第4次実施計画は前述のとおり、現行の総合計画における最後の実施計画であり、

基本構想に定めた目標の達成に向けた取組みの集大成となる重要な計画となります。そのため、現在実施中の事業を着実に推進することを基本とするとともに、28（2016）年度に実施した政策・施策評価の評価結果を踏まえて、計画期間内に具体的な取組みが必要となる、緊急度の高い事業を重点的に位置付けました。

なお、第4次実施計画においても、計画に位置付ける全ての事業は、総合計画に位置付けた市政の基軸である「新しい公共の形成」と「行政経営の展開」を踏まえ、市民の皆さまとの協働、民間活力の導入を積極的に推進し、市民サービスの充実を図るとともに、経営的な感覚を持って取り組みます。

本実施計画に位置付ける事業は、主として次の事項を踏まえて採択しました。

（1）既存事業の着実な推進

現行の総合計画の最後の実施計画となることから、政策目標及び施策目標の達成に向け、既存事業を着実に推進することを基本とし、新規事業については、既存の事業以上の効果が期待できる事業を採択することとしました。

また、効果が低い又は見通しが立っていない事業については、事業の延期又は凍結の可能性を検討しました。なお、その場合には、市民生活に大きな影響を与えないように努めました。

（2）事業手法や事業に関わる経費の見直し

全ての事業について、その必要性、妥当性等を改めて確認するとともに、事業手法等を見直しを行い、事務のアウトソーシングにより、行政が実施するよりも効率的かつ効果的な事業の実施が見込めるものについては、積極的に民間に委ねるなど、事業実施主体の最適化を図りました。

また、実施計画と一体的に策定する経営改善方針に基づき、「各種制度の見直し」、「外郭団体への支援策等に関する見直し」、「受益者負担の適正化に関する見直し」については重点的に取組み、経費の見直しを行いました。

（3）第4次実施計画期間に具体的な取組みが必要になる事業を優先

第4次実施計画の計画期間（平成30（2018）年度～32（2020）年度）に具体的な取組みが必要となる「子育て支援策」、「茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略^{※1}」、「豊かな長寿社会の実現^{※2}」に係る取組みのうち特に緊急度の高い事業を優先的に採択しました。

※1：「茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」とは、各地方公共団体において国の長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案しつつ、当該地方公共団体における人口の現状と将来の展望を提示する「地方人口ビジョン」を策定し、それを踏まえて、平成31（2019）年度までの目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものです。

※2：「豊かな長寿社会の実現に向けたまちづくり」とは、高齢化の急速な進行に伴い、これまで構築してきた社会の仕組みが十分に機能しなくなることが危惧されていることから、団塊の世代が後期高齢者となる平成37（2025）年を一つの節目にとらえ、残された期間で豊かな長寿社会を実現するために推進する取組みのことです。

「子育て支援策」に関連する主な事業

第4次実施計画事業名	事業の状況	担当課	掲載ページ
小児医療費助成事業	継続	子育て支援課	68
私立幼稚園等就園奨励費補助事業	継続	子育て支援課	68
子育て支援センター事業	継続	子育て支援課	68
待機児童解消のための保育園等の整備拡充	継続	保育課	72
放課後児童健全育成事業	継続拡充	保育課	72
民間保育所等運営事業	継続	保育課	72
施設型給付事業	継続	保育課	72
家庭児童相談事業	継続拡充	こども育成相談課	76
小学校ふれあいプラザ事業	継続	青少年課	91
母子保健コーディネーター事業	継続	健康増進課	186

「茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略リーディングプロジェクト」に関連する主な事業

第4次実施計画事業名	事業の状況	担当課	掲載ページ
放課後児童健全育成事業	継続拡充	保育課	72
(仮称)歴史文化交流館整備事業	継続	社会教育課	87
下寺尾遺跡群保存整備事業	継続	社会教育課	87
一般介護予防事業	継続	高齢福祉介護課	144
道の駅整備推進事業	継続拡充	産業振興課	286
観光シティプロモーション推進事業	継続	産業振興課	286
労働環境整備事業	継続	雇用労働課	295
萩園地区産業系市街地整備事業	継続拡充	拠点整備課	298
セカンドライフのプラットフォーム（高齢期における社会参加の仕組みづくり）	継続	企画経営課	312
地域コミュニティ事業	継続	市民自治推進課	327

「豊かな長寿社会の実現に向けたまちづくり」に関連する主な事業

第4次実施計画事業名	事業の状況	担当課	掲載ページ
放課後児童健全育成事業	継続拡充	保育課	72
小学校ふれあいプラザ事業	継続	青少年課	91
多様な主体による高齢者の外出の機会提供事業	継続	高齢福祉介護課	144
一般介護予防事業	継続	高齢福祉介護課	144
在宅医療介護連携推進事業	継続	高齢福祉介護課 地域保健課	144 170
住環境整備事業	継続	都市政策課	239
セカンドライフのプラットフォーム（高齢期における社会参加の仕組みづくり）	継続	企画経営課	312

6 実施計画の対象とする事業

実施計画事業は、市が行うすべての事業を対象とします。事業は、その性質により次のとおり「義務的事業」、「政策的事業」、「一般管理事務」の3種類に分けています。

義務的事業

義務的事業とは、国や県から受託している法定の事務（法定受託事務）及び市が実施することが法律等で義務付けられている事務事業です。

政策的事業

市政の運営にあたり、戦略的な視点に立って企画・運営する事業です。

一般管理事務

施設の維持管理に係る事務や内部管理事務として庶務経費のみを計上しているような事業など、市民等に直接的に財やサービスを提供しない事務事業です。

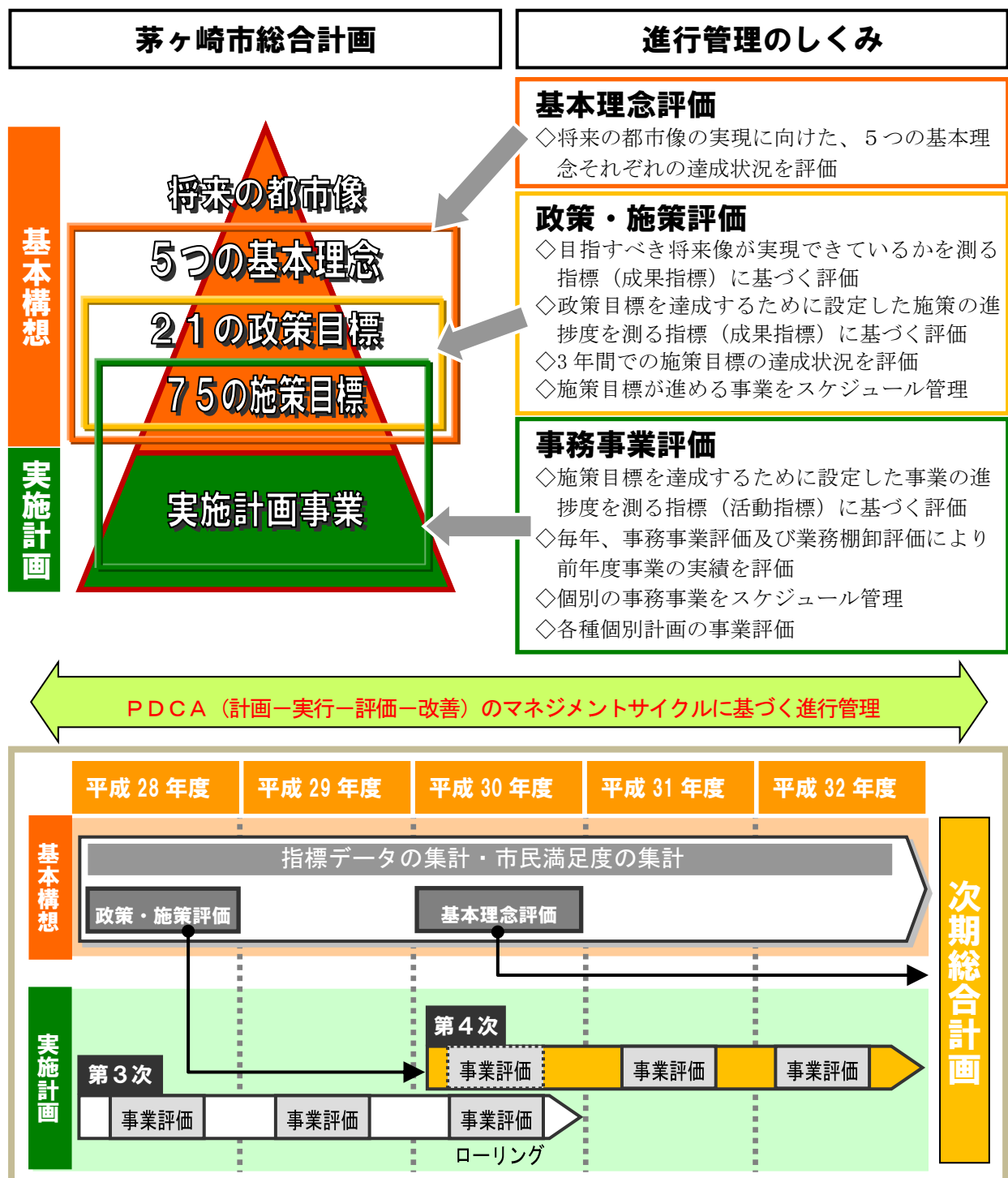
※ 実施計画策定時点で想定し得ない、社会経済状況の急激な変化や国などの制度改正、その他の緊急的な理由により事業を実施する必要が発生した場合は、本実施計画に掲載のない事業を実施する場合も考えられますが、その際には、全体の財源調整を行い、単年度予算により事業を実施します。

7 実施計画の進行管理

実施計画事業の着実な推進を図るため、成果指標や活動指標を用いた評価や課題分析、事業のスケジュール管理を体系的に行い、実施計画の進行管理を効果的に進めます。

5つの基本理念ごとの評価、指標に基づく21の政策目標、75の施策目標を一体的に評価するとともに、実施計画事業については、毎年の事務事業評価のほか、各種個別計画の評価により、事業の評価を行います。

進行管理については、茅ヶ崎市総合計画審議会による外部評価を行い、その内容を広く公表します。



8 財政見通し

第4次実施計画に位置付けられた事業について、実行性を担保するとともに、事業を着実に推進するためには、計画期間における財政収支を明らかにしたうえで、財政の健全化を図りつつ、財源の確保を行うことが必要です。

歳入については、平成31（2019）年10月の消費税率の引き上げを踏まえ地方消費税交付金を推計しました。また、第4次実施計画期間中においても引き続き、普通交付税を計上し、市税をあわせた計画期間中の一般財源はほぼ横ばいを見込んでいます。一方、歳出については、少子高齢化の進展等により扶助費の増加が見込まれるなか、人件費など義務的な経費の増加を抑制するとともに、市債の償還による将来の財政負担を考慮し、普通建設事業費の事業量を精査しました。

計画期間中の財政の見通しは、別表1・2・3のとおりです。

（1）歳入

ア 自主財源

自主財源の根幹をなす市税収入は、過去の実績や計画年度内の経済予測などを勘案して推計しました。使用料・手数料については、過去の実績や直近の動向を踏まえ推計しました。また、実施計画事業費を確保するため、特定目的基金及び財政調整基金からの繰入金を見込んでいます。

イ 依存財源

普通交付税は29（2017）年度の交付額を基に、臨時財政対策債の発行額と調整して推計しました。国・県支出金については、対象事業ごとに推計するとともに、扶助費に係る財源についてはその伸びを反映しています。市債については、償還による後年度の財政負担を考慮し、事業量を精査したうえで、事業ごとに推計しました。

（2）歳出

ア 義務的経費

人件費は、職員定数の見直しや退職者の動向を勘案し推計しました。扶助費は、現時点で把握している制度変更などを加味して推計しました。

イ 任意的経費

物件費は物価の上昇を考慮し過去の推移を基に推計するとともに、大規模修繕費、維持修繕費及び補助費などは、29（2017）年度予算をベースに対象事業ごとに推計しました。

また、特別会計への繰出金は、法令や繰出基準に従い事業費を推計するとともに、政策的事業に伴う繰出金を見込みました。

その他の事務事業は、前述の「総合計画第4次実施計画策定の基本姿勢」や政策、施策目標、地区別・分野別懇談会などで頂いたご意見を勘案しながら、事業を計画しました。

財政収支の見通し

●一般会計（別表 1）

（単位：百万円）

区 分		30 年度(予算)	31 年度(見込)	32 年度(見込)	3 年間合計
歳 入	自主財源	42,807	42,856	42,586	128,249
	市税	35,401	35,371	35,305	106,077
	繰入金	1,462	1,028	1,121	3,611
	その他	5,944	6,457	6,160	18,561
	依存財源	31,923	31,103	28,202	91,228
	交付金等	6,488	6,544	6,691	19,723
	国・県支出金	15,537	17,006	16,257	48,800
	市債（事業債）	7,398	5,153	3,001	15,552
	市債（臨財債※1）	2,500	2,400	2,253	7,153
	合 計	74,730	73,959	70,788	219,477
歳 出	義務的経費	37,788	38,480	39,011	115,279
	人件費	14,961	14,781	14,614	44,356
	扶助費※2	18,352	18,900	19,129	56,381
	公債費※3（事業債）	2,352	2,497	2,782	7,631
	公債費（臨財債）	2,123	2,302	2,486	6,911
	任意的経費	36,942	35,479	31,777	104,198
	物件費※4	11,427	11,272	10,721	33,420
	維持補修費	314	306	258	878
	補助費等	7,872	7,731	7,541	23,144
	普通建設事業費	8,933	7,327	4,179	20,439
	災害復旧事業費	3	3	3	9
	投資及び出資金	242	271	242	755
	積立金	27	17	17	61
	貸付金※5	1,809	1,809	1,810	5,428
	繰出金※6	6,265	6,693	6,956	19,914
	予備費※7	50	50	50	150
	合 計	74,730	73,959	70,788	219,477

※1 臨財債とは、臨時財政対策債のことで、地方交付税の原資となる国税収入が不足しているため、その不足分をまかなうため地方公共団体が特別に借り入れる借金のことです。この臨時財政対策債の元金と利子の返済に対しては、国が地方交付税で措置することになっています。

※2 扶助費とは、生活保護法、児童福祉法などに基づき、生活維持のために支出される福祉的な経費です。

※3 公債費とは、市債の元金と利子を返済するための経費です。

※4 物件費とは、公共施設の光熱水費や賃借料、委託料などの経費です。

※5 貸付金とは、中小企業への資金貸付、土地開発公社への貸付などに要する経費です。

※6 繰出金とは、会計間で他の会計へ支出するための経費です。

※7 予備費とは、予定外の支出に充てるための経費です。

●特別会計及び企業会計（別表 2）

（単位：百万円）

区 分		30 年度（予算）	31 年度（見込）	32 年度（見込）	3 年間合計	
国民健康保険事業	歳入	国民健康保険料	4,975	5,242	5,582	15,799
		繰入金	1,663	1,686	1,646	4,995
		県支出金	15,982	15,856	15,742	47,580
		その他	625	335	35	995
		計	23,245	23,119	23,005	69,369
	歳出	保険給付費	15,773	15,633	15,504	46,910
		納付金	6,811	6,811	6,811	20,433
		その他	661	675	690	2,026
計	23,245	23,119	23,005	69,369		
後期高齢者医療事業	歳入	後期高齢者医療保険料	2,801	2,978	3,213	8,992
		繰入金	450	474	512	1,436
		その他	14	14	14	42
		計	3,265	3,466	3,739	10,470
	歳出	納付金	3,183	3,383	3,654	10,220
		その他	82	83	85	250
		計	3,265	3,466	3,739	10,470
介護保険事業	歳入	介護保険料	3,398	3,560	3,759	10,717
		繰入金	2,347	2,580	2,677	7,604
		国・県支出金	5,144	5,315	5,586	16,045
		その他	4,092	4,260	4,468	12,820
		計	14,981	15,715	16,490	47,186
	歳出	保険給付費	13,659	14,109	14,811	42,579
		その他	1,322	1,606	1,679	4,607
		計	14,981	15,715	16,490	47,186
公共用地先行取得事業	歳入	繰入金	67	53	52	172
		その他	289	0	0	289
		計	356	53	52	461
	歳出	公債費	136	53	52	241
		用地先行取得事業費	69	0	0	69
		その他	151	0	0	151
		計	356	53	52	461
公共下水道事業会計	歳入	公共下水道事業収益	5,498	5,202	5,173	15,873
		負担金	1,737	1,696	1,690	5,123
		資本的収入	3,878	4,228	4,069	12,175
		負担金	197	223	258	678
		出資金	242	271	242	755
		計	9,376	9,430	9,242	28,048
	歳出	公共下水道事業費用	5,195	5,202	5,173	15,570
		資本的支出	3,878	4,228	4,069	12,175
		計	9,073	9,430	9,242	27,745
病院事業会計	歳入	病院事業収益	12,207	11,221	11,370	34,798
		負担金	799	793	785	2,377
		資本的収入	1,197	412	418	2,027
		負担金	401	407	415	1,223
		損益勘定留保資金	453	868	870	2,191
	計	13,857	12,501	12,658	39,016	
	歳出	病院事業費用	12,799	11,663	11,819	36,281
		資本的支出	1,650	1,280	1,288	4,218
計		14,449	12,943	13,107	40,499	

●基本理念別実施計画事業費（別表 3）

（単位：百万円）

基本理念	区 分	30 年度 （予算）	31 年度 （見込）	32 年度 （見込）	3 年間合計
1 ひとづくり 学び合い育ち合う みんなの笑顔がきらめく ひとづくり	一般会計	24,856	20,842	20,945	66,643
	政策的	14,596	10,691	10,970	36,257
	義務的	4,674	4,657	4,644	13,975
	一般管理	2,373	2,270	2,131	6,774
	職員給与費	3,213	3,224	3,200	9,637
	計	24,856	20,842	20,945	66,643
2 地域づくり いきいきと暮らす ふれあいのある 地域づくり	一般会計	19,978	20,114	20,272	60,364
	政策的	3,669	3,006	2,852	9,527
	義務的	14,828	15,548	15,968	46,344
	一般管理	294	347	255	896
	職員給与費	1,187	1,213	1,197	3,597
	特別会計	55,940	55,243	56,341	167,524
3 暮らしづくり 安全でやすらぎのある 持続可能な 暮らしづくり	一般会計	6,702	7,746	7,033	21,481
	政策的	517	1,690	1,138	3,345
	義務的	271	246	229	746
	一般管理	2,269	2,161	2,020	6,450
	職員給与費	3,645	3,649	3,646	10,940
	計	6,702	7,746	7,033	21,481
4 まちづくり 人々が行きかい 自然と共生する便利で 快適な まちづくり	一般会計	9,635	10,880	8,437	28,952
	政策的	4,899	6,228	3,759	14,886
	義務的	71	67	92	230
	一般管理	2,996	2,934	2,943	8,873
	職員給与費	1,669	1,651	1,643	4,963
	特別会計	9,073	9,430	9,242	27,745
5 行政経営 一人一人の思いが調和し 未来をひらく 行政経営	一般会計	13,559	14,377	14,101	42,037
	政策的	633	938	723	2,294
	義務的	501	629	463	1,593
	一般管理	8,410	8,976	9,133	26,519
	職員給与費	4,015	3,834	3,782	11,631
	特別会計	356	53	52	461
合 計	計	13,915	14,430	14,153	42,498
	一般会計	74,730	73,959	70,788	219,477
	特別会計	65,369	64,726	65,635	195,730
	合 計	140,099	138,685	136,423	415,207

※「2 地域づくり」には、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計及び病院事業会計が、「4 まちづくり」には、公共下水道事業会計が、「5 行政経営」には、公共用地先行取得事業特別会計が含まれています。

※議会事務局経費については、「5 行政経営」に含まれています。